

阪神高速道路株式会社入札監視委員会(2024年度第2回)審議概要

| | | | |
|---------------------|--|-----------------|------------------|
| 開催日及び開催場所 | 2024年9月17日(火) | | |
| 委員 | 石丸 鐵太郎(神戸中央法律事務所 弁護士) 古田 均(大阪公立大学 特任教授) 武田 邦宣(大阪大学大学院法学研究科長・法学部長・教授) | | |
| 審議対象期間 | 2024年4月1日～2024年6月30日(阪神高速道路株) | | |
| 抽出案件 | 4件(総件数33件) | | |
| (内訳) | 工事 | 一般競争(政府調達協定対象) | 0件(総件数0件) |
| | | 一般競争(政府調達協定対象外) | 1件(総件数1件) (案件①) |
| | | 技術提案・交渉方式 | 0件(総件数0件) |
| | | 指名競争 | 0件(総件数0件) |
| | | 随意契約 | 1件(総件数11件) (案件②) |
| | 建設コンサルタント業務等 | | 1件(総件数16件) (案件③) |
| | 物品等の購入等 | | 1件(総件数5件) (案件④) |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答 | 意見・質問 | 回答 | |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | 意見・勧告なし | | |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|
| <p>【案件①】</p> <p>「入口仮閉鎖装置設置工事(2024-大管・神管)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加業者が1社のみということは特殊な工事なのでしょうか？ ・ シートについて教えてください。 ・ 機械器具設置に係る資格を有している又は道路附属機械設備について施工実績があるとの事ですが、これまでどのような実績がありますでしょうか？ ・ 承知しました。道路附属機械設備とは具体的にどのような設備なのか次に質問予定でしたので、お答えいただきありがとうございます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な工事となります。入口の形状によって施工状況がかわり、21か所を同時ですので、参加業者が集まりにくかったようです。 ・ ビニールシートのようなものが下りてくる形となり、視認性が良くなります。普段は巻き上げている状態で、遮断棒も通常は上がっています。走行車に出来る限り事前にわかっていただくようにライトもつけています。 ・ 入路の閉鎖は、従来通行止めという判断をしていましたが、料金所の無い箇所についてはパトロールカーが回って閉めていたので、大阪北部地震の時に対応が遅れたこともあり車両が入って来てしまったということがありました。また、他社にはこのような仕組みはなく、当社が開発する形で設置しています。実際の運用はまだです。 ・ 他社でのトンネル内の換気ファン等の設置した実績があります。 |
| <p>【案件②】</p> <p>「鋼桁大規模修繕工事(2024-池)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由書に、基本協定書を締結しているため随意契約をするものとありますが、基本協定書には、何らかの審査が入っている | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本協定書を結ぶにあたり、この度は建設工事を請け負った業者と協定締結しました。建設設時のノウハウがないとこの度の修繕に |

| | |
|--|---|
| <p>のでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は基本協定書の締結の理由（契約に至った経緯など）についても説明いただいた方がよいと思います。 <p>【案件③】 「湊川付近の大規模更新にかかる橋梁上部工概略設計業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率 80%に至っている理由は何でしょうか。 ・ 契約制限価格が高すぎるのでは？ <p>【案件④】 「本社・総合情報社内ネットワーク機器賃貸借契約(2024年度)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率(96.25%)が高くなっているようすが。 | <p>ついて施工が難しい工事であるため、基本協定を随意契約で結びました。基本協定を結ぶにあたっては審査会で審議しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承知しました。今後、そのようにいたします。 ・ 入札者が（調査基準価格）のギリギリを狙ったのではないのでしょうか。 ・ ちなみに他社の入札価格も 80%台です。 ・ 国交省の積算基準に基づいており、適正な価格と判断されます。 ・ 国交省基準適用にあたっては 歩掛の補正の考え方は受発注者で差異があり、金額の差が生じたことも考えられます。 ・ 調達物品の仕様からしますと、あまり差は出ないものと考えます。 <p style="text-align: right;">以 上</p> |
|--|---|